

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

4月号 Vol. 63

今月の SMILE

続々・健康が何より!

まいど おおきに!

このコーナーで新型コロナウイルスのことを書くのがこれで3ヶ月連続となりました。もういい加減に別の話題を取り上げたいと思いつつも、やはり今月もコロナになってしまいました。

3月の話題は、日本に一時帰国されていた駐在員の方が、上海に戻ってきた際の隔離についてだと思います。以下のように隔離の内容が時系列的に変遷しています(ここでは自宅のある方について取り上げます)。発端は3月4日の発表により、14日間の自宅隔離が求められるようになりました。次に3月17日の発表により、空港から自宅のある地区の指定場所でPCR検査を受けて(PCR検査の結果が出るまで長時間待たされる)、その結果が陰性であれば、自宅に戻って14日の隔離となりました。そして3月23日の発表では、日本が重点国家から外れたので、PCR検査で陰性であれば、14日間の自宅隔離の対象ではなくなる!というグッドニュースで湧きました!しかしその喜びも束の間、3月26日18時から中国に入国するすべての入国者に対して、PCR検査及び14日間の自宅隔離が必要となってしまいました。そしてダメ押しのように、3月28日0時以降の外国人入国者について、有効なビザ、居留許可が停止となり、入国できなくなりました。

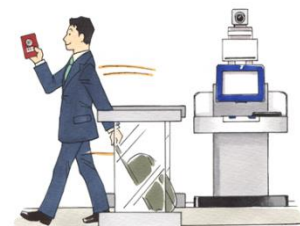
まさに時代に翻弄された駐在員の悲哀が滲み出た月だったと思います。とくにPCR検査を受けて14日間の自宅隔離を経験された方は、本当にお疲れ様でした。

しかし私たちには誇るべき数値があります!上海市が定期的に市内の感染者数を公表していますが、最近の傾向としては、新たな感染者は圧倒的に国外からの入国者が多かったでした。ちなみにその数値(3月26日時点)の内訳は、イギリス(46人)、アメリカ(27人)、イタリア(12人)、スペイン(10人)、フランス(9人)、スイス(5人)、イラン(3人)、カナダ(2人)、アラブ首長国連邦(2人)、以下1名でポルトガル、ブルキナファソ、スウェーデン、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、メキシコとなっています。しかしながら日本はゼロです!日本は中国の近隣国でかつ春節期間中も多くの中国の方が日本を訪れたにもかかわらず、日本から上海への入国者に感染者はまだでてません!

きっと駐在員の方々が、日々健康に注意された故の結果だと思います!

それでは、みなさん、引き続き予防に注意して、新型コロナウイルスを乗り切っていきましょう!!

今月も、そしてこのようなコロナの中にあっても、なお笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



中国経済情報



マクロ経済情報

2月のCPIは5.2%上昇、高止まり続く

中国国家統計局は3月10日、2月の消費者物価指数(CPI)が前年同月比5.2%上昇したと発表した。前月に続く5%台となり、新型コロナウイルスによる肺炎(COVID19)の感染拡大で物価の高止まりが続いている。

CPI上昇率は1月に、2011年10月(5.5%)以来8年3カ月ぶりに5%を超過して5.4%となっていた。統計局は2月のCPIについて「新型肺炎が物価動向を複雑にした」と説明。ただ伸び率は前月から0.2ポイント縮小したことから、共産党中央や中央政府による企業再開支援、価格安定策が奏功したとアピールしている。

2月のCPIは都市部で4.8%、農村部では6.3%の上昇となった。

CPIを構成する8項目のうち◇食品・たばこ・酒:16.0%◇その他用品・サービス:4.4%◇医療保健:2.2%◇教育・文化・娯楽:1.0%◇衣類:0.5%◇住居:0.3%◇生活用品・サービス:0.1%——7項目が上昇した。交通・通信は1.6%下落した。食品価格は21.9%上昇し、CPI全体を4.45ポイント押し上げた。中でもアフリカ豚熱(ASF)の影響で出荷量の減少が続いていた豚肉は135.2%上昇。生鮮野菜も10.9%値上がりした。

2月のCPIは前月比では0.8%上昇。うち食品価格の上昇率は4.3%だった。1~2月の累計では、CPI上昇率は前年同期比5.3%となっている。

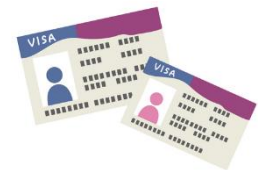
■PPIは0.4%下落

国家統計局が発表した2月の工業出荷価格指数(PPI)は前年同月比0.4%下落した。新型肺炎の影響で操業を停止する工業企業が多く、需要も低迷した。

業種別では、農業副食品加工業(7.4%上昇)、鉄鉱採掘業(7.0%上昇)などの上昇が目立ったものの、いずれも1桁の伸び幅にとどまった。下落幅は化学繊維製造業(10.7%下落)が比較的大きい。自動車製造業は0.5%下落した。

2月のPPIは前月比では0.5%下落している。1~2月の累計では、前年同期比0.2%落ち込んだ。

法務情報



有効な中国へのビザと在留許可を持つ外国人の入国は一時停止について

中国外務省、国家移民管理局が共同で、有効な中国へのビザと在留許可を持つ外国人の入国は一時停止に関する公告を発表しました。以下その概要です。

新型肺炎の流行が世界的に急速に広がっていることを受け、中国側は2020年3月28日0時から、有効な中国でのビザと在留許可を持っている外国人の中国への入国を一時停止することを決めました。当該措置は、APECビジネス旅行カードを持って入国することも一時停止します。またポートビザ、24/72/144時間のトランジットビザ、海南入国ノービザ、上海クルーズ船ノービザ、香港・マカオ地区の外国人団体が広東に入国し144時間ビザ免除、アセアン観光団が広西に入国するという政策も一時停止します。ただし外交、公務、礼遇、Cビザを持って入国する場合には影響を受けません。また外国人が、中国に必要な経済貿易、科学技術などの活動に従事し、緊急人道主義の必要性がある場合、中国の在外使領事館にビザを申請することができます。外国人が本公告後に発給されたビザを持って入国することには影響を受けません。

※ 中国への飛行機の便数も削減されました。

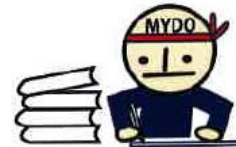
中国の民航局は3月26日に、「防疫・管理期間中の継続的な国際旅客便の削減に関する通知」を発表しました。「通知」では、民航局のウェブサイトが3月12日に発行した「国際フライト情報リリース(フェーズ5)」に基づき、各国内航空会社が運航する路線は1路線だけを保持し、各路線の運航数は毎週1便を超えないものとし、外国から中国へ運航する各航空会社は1路線のみを保持できるものとなりました。

民航局では本措置により、毎週のフライト数を約130便に減少します。同時に、乗客の過多を防ぐために、中国および海外の航空会社に、中国発着のフライトの負荷率を75%を超えないようにすることも求めています。

この結果、毎日の飛行機で到着する乗客数は、現在の25,000人から約5,000人に減少すると推定されています。

尚、現時点(3月29日~5月2日)での中国-日本間の路線は以下の通りです。

全日空 成田~浦東 日曜日、日本航空 成田~大連 日曜日、中国南方航空 成田~瀋陽 木曜日、中国東方航空 成田~浦東 金曜日、中国国际航空 成田~浦東 木曜日、吉祥航空 関空~浦東 火曜日、厦門航空 成田~福州 金曜日。



疫病予防抑制期間における税金・費用優遇政策

新型コロナウイルスの感染拡大により、企業の経営状況に大きな影響を与えています。その影響を緩和するため、中国政府は一連の企業支援政策を相次いで打ち出し、数々の措置により疫病予防抑制の保障、企業の営業・生産再開への支援を行っています。その概要は以下のようにまとめました。

一、防護治療への支援

政策内容	実施期間	関連規定
1、疫病予防抑制に参加している医療従事者と防疫担当者が政府規定に基づき取得した一時的補助金又は賞与に対し、個人所得税が免除される。	2020年1月1日～ 終了日未定	財政部税務総局公告 2020年第10号
2、個人が企業から配給された新型コロナウイルスの感染予防のための薬品・医療用品・保護用品などの実物(現金を含まない)に対し、個人所得税が免除される。	2020年1月1日～ 終了日未定	

二、物資供給への支援

政策内容	実施期間	関連規定
3、疫病予防抑制重要保障物資の製造企業に対し、増値税増加分留保税額の全額還付が申請できる。	2020年1月1日～終了日未定	財政部税務総局公告 2020年第8号 国家税務総局公告 2020年第4号
4、疫病予防抑制重要保障物資を運輸することで取得した収入に対し、増値税及びその付加税金費用が免除される。この物資の範囲は発展改革委員会、工業・信息化部によって指定される。	2020年1月1日～終了日未定	
5、納税者が公共交通運輸サービス、生活サービス及び生活必需品の宅配サービスに関連する収入に対し、増値税及びその付加税金費用が免除される。	2020年1月1日～終了日未定	財政部税務総局公告 2020年第8号 国家税務総局公告 2020年第4号 財税「2016」36号
6、疫病予防抑制重要保障物資の製造企業が生産能力を拡大するために新規で関連設備を購入した場合、一括損金算入を認める。	2020年1月1日～終了日未定	財政部税務総局公告 2020年第8号 国家税務総局公告 2020年第4号
7、衛生健康主管部門組織において、輸入される新型コロナウイルスの予防抑制に直接用いられる物資に対し、輸入関税は免除される。	2020年1月1日～2020年3月31日	財政部税関総署 税務総局公告 2020年第6号

三、公益寄付への激励

優遇内容	実施期間	関連規定
8、公益性社会組織或いは県級以上の政府及びその政府関連部門などを通じて、新型コロナウイルスに対する寄付に用いる現金や物品について、企業所得税や個人所得税の課税所得において一括損金算入を認める。	2020年1月1日～終了日未定	財政部税務総局公告 2020年第9号 国家税務総局公告 2020年第4号

9、感染予防治療にあたる病院に対し、新型肺炎に使用される物品を直接寄付する場合、企業所得税や個人所得税の課税所得において一括損金算入を認める。	2020年1月1日～終了日未定	財政部税務総局公告 2020年第9号
10、公益性社会組織や県級以上の政府及びその政府関連部門などを通じて、または感染予防治療にあたる病院に対し直接、新型肺炎に使用される物品を寄付する場合、増値税、消費税及びその付加税金費用が免除される。	2020年1月1日～終了日未定	国家税務総局公告 2020年第4号
11、新型肺炎に使用される寄付物品を輸入した場合、輸入関税、輸入増値税、輸入消費税が免除される。	2020年1月1日～2020年3月31日	財政部税関総署税務総局公告 2020年第6号 財政部税関総署税務総局 2015年第102号

四、営業・生産再開への支援

政策内容	実施期間	関連規定
12、新型肺炎の疫病で影響が大きい困難な業界に属する企業は、2020年に発生した欠損金に対し、その繰越期間を通常の5年から8年に延長可能である。対象となる業界は、交通運輸、飲食、宿泊、旅行関連を含む4業種であり、具体的な判断基準は「国民経済業種分類」による。	2020年度企業所得税確定申告の際	財政部税務総局公告 2020年第8号 国家税務総局公告 2020年第4号
13、増値税小規模納税者の増値税を段階的に減免 湖北地区の小規模納税者:適用徴収率3%⇒免税 湖北地区以外の小規模納税者:適用徴収率3%⇒1%	2020年3月1日～2020年5月31日	財政部税務総局公告 2020年第13号 国家税務総局公告 2020年第5号
14、養老・失業・労災保険の企業負担分の徴収を段階的に減免 湖北地区の企業:徴収免除 湖北地区以外の中小・零細企業:徴収免除 大型企業:半額で徴収	所属期間 2020年2月～最大で5ヶ月以内	人社部発「2020」11号 税総函「2020」33号
15、個人経営者における養老・失業・労災保険の段階的に減免	所属期間 2020年2月～最大で5ヶ月以内	人社部発「2020」11号
16、基本医療保険の企業負担分について半減での徴収が可能となる。 ※原則は各地方の管轄部門にて調整する。	所属期間 2020年2月～最大で5ヶ月以内	医保発「2020」6号 税総函「2020」33号
17、各地方において土地使用税減免などの方式で個人経営者の物業賃借料の免除を激励する		各地方政府の規定

上記支援策の詳細について、以下の国家税務総局のウェブサイトをご参考ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145868/content.html>



人事労務情報

雇用安定補助金の申請について

上海市では雇用を安定させるために、リストラ率ゼロ、或いはリストラ率が低い企業に対し、企業が前年度に納付した失業保険料の一部を還付する形での補助を行っています。本年度においても、その補助政策を継続して実施されます。

上海市人力資源・社会保障局の規定に基づき、以下の条件に満たした企業に対し、企業が前年度に実際納付した失業保険料総額の50%を、雇用安定補助金として還付可能となります。

- ・国家及び上海市産業構造調整政策及び環境保護政策に適合する
- ・失業保険料を12ヶ月以上納付している
- ・前年度にリストラをしない、又はリストラ率が下記条件に合致する
2019年末まで失業保険を加入した従業員が30名以下の企業:20%以下
中小・零細企業:5.5%以下
その他の企業:3.6%以下

これらの条件に合致する上海市企業は、2020年3月より、毎月の5日～25日までの間に、上海市人力資源・社会保障局のプラットフォームにて申請することができます。上記の還付政策条件を適用できるか否かを吟味するようお勧めします。

特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！

＜新コーナー＞ 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！



第59回：「知恵」の水は、“強い想いと我慢”の底から湧いてくる！

先月号で、中国武漢で発症した“新型コロナウイルス”の話をしました。今回は、日本での「コロナウイルス」の話題に触れざるを得ません。危機感がドンドン広がり、朝から晩まで、どのTVチャンネルの、どの番組でも「コロナウイルス」のニュースでもちきりです。徐々にその影響が大きくなってきており、極く最近のニュースとしては、大阪府や兵庫県から、「大阪～神戸間の交通機関の利用を不要不急の場合、自粛するよう！」にこのお達しがあったり、さらには今日、「オリンピックの開催時期の1年延期が、決まった」との発表までに至った。

こういう状況下での今回のテーマは、『「知恵」の水は、“強い想いと我慢”の底から湧いてくる！』・・・というタイムリーなテーマとなりました。

40歳から中小企業経営に関わって以降、様々な“経営危機!!”を都度クリアしてきたことや、下請けの立場でメーカーより先に海外工場工場立ち上げ実施などの「凄まじい経験」をしてきたが、今それらを振り返ると、「人間って、イザとなると“凄い力”が出せるように、うまくできあがっているんだなあ～！？」・・・と、つくづく思うのです。今世界中にすごい勢いで広がっている「コロナウイルス」に対しても、人類はそれぞれの立場で“我慢をしつつ、闘い”、そしてその間に“新たな知恵の水”を沸き起こし、この嫌な流れを食い止め、新型コロナウイルスに対抗(逆流)できる新しい世界を構築するエネルギーを構築するものと信じています。

と言って、自分の責任として、自分でできる範囲の不要不急の外出を控え、買い物や散歩などで出かける場合には、マスクをし、帰宅時には必ず手洗いを丹念にやって・・・というくらいで、生活そのものに、大した変化があるわけではありません。皆さんはいかががでしょうか？

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>